

## 自由金利型定期預金の期限前解約利率

平成30年1月4日現在

### 1. 預入日の1か月後の応当日の前日までに期限前解約する場合

次の(1)(2)(3)のうち、最も低い利率とします。

(1) 解約日における普通預金利率

(2) 約定利率 × 70%

(3) 約定利率 — 
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

\* (2)(3)の算式により計算した利率は小数点第4位以下切捨てとします。

\* (3)の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。

### 2. 預入日の1か月後の応当日以降に期限前解約する場合

次の(1)(2)のうち、いずれか低い利率とします。

(1) 約定利率 × 70%

(2) 約定利率 — 
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

\* (2)の算式により計算した利率は小数点第4位以下切捨てとし、計算した利率が0%を下回るときは0%とします。

※「基準利率」とは、解約日にこの預金の元金をこの預金の満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。詳しくは、窓口でお尋ねください。